

第1章 総論

I GAP（農業生産工程管理）とは

1. GAPの基本的な考え方

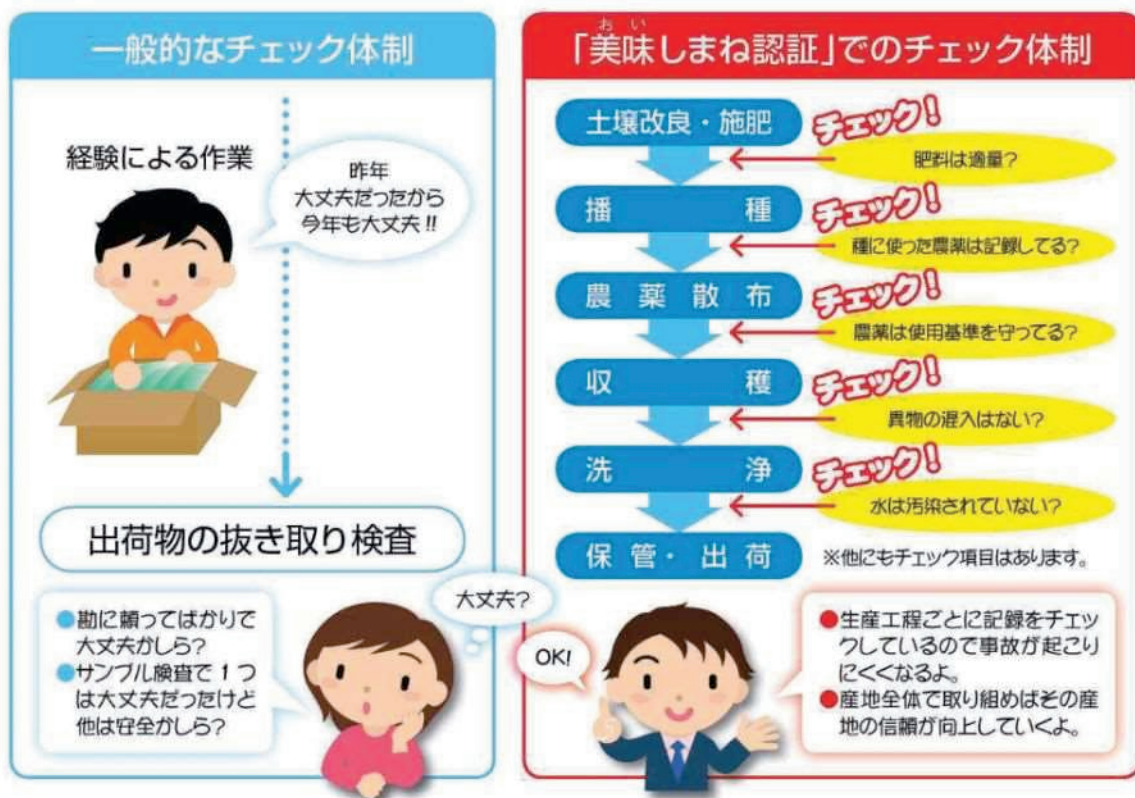
GAPは、Good Agricultural Practice 略で、「農業生産工程管理」と訳されています。

GAPは、「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に導入したものであり、食品事故などの問題を農場が起こさないよう未然に防ぐ農場管理の手法です。

農産物を生産、出荷する段階で、農家が守らなければいけないこと、予測されるリスクをリストにまとめ、きちんと実践したこと、考えられるリスクを予防・最小化するための対策や管理を行ったことを記録として残し、より安全・安心な農産物の生産に繋げようとするものです。

近年、食品事故の多発による消費者の「食の安全・安心」への意識の高まり、地球温暖化等による国内外の環境保全への世論の高まり、農作業事故の多発による労働安全への意識の高まり、そして、全ての産業での法令遵守への世論の高まりなどの社会的な背景により様々な取り組みが農業生産活動に求められています。

GAPは、求められている農業の「あり方」と農業経営の持続的な発展を実現する手段として注目されています。



2. GAPの内容

GAPは「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことに

よる持続的な改善活動。(農林水産省)」のことで、その内容は、次の4項目から構成されます。

- (1) 生産・出荷の安全性向上
- (2) 環境保全
- (3) 農作業安全
- (4) 農場の運営体制

国際水準では、これに(5) 人権・福祉が加わります。

3. GAPに取り組む意義

GAPに関しては大きく分けて、①法令事項の遵守の観点、②農場の適切な管理と産地・経営体の戦略に沿った農業経営の改善の観点、③取引先等からの要請に応える観点などから取り組まれます。

(1) 法令事項

我が国においては、食料・農業・農村基本法、食品安全基本法、環境基本法等の法令により、農業者は農業の持続的な発展や食品の安全性の確保、環境保全等に責務を有することが定められています。

また、食品衛生法や農薬取締法等では食品に含まれる有害物質の量や、農薬の使用方法等について農業者が守らなければならないルールが定められています。

GAP自体は農業者の任意の取り組みですが、上記のような事項は全ての農業者が必ず実施する必要があるため、GAPの取り組みにそれらの事項を含めることによって、これらの法令事項の遵守を徹底することができます。

(2) 農場の適切な管理と産地・経営体の戦略に沿った農業経営の改善

GAPの実践により、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、品質の向上、農業経営の改善や効率化、競争力の強化、消費者や実需者の信頼の確保などが期待されます。GAPを正しく理解し、実践することが産地や農業経営体にとって重要です。

(3) 取引先からの要望

流通・実需者から、取り扱う農産物の安全・安心や差別化などの観点から生産工程管理を生産者に求められることがあります。こうした取引先に商品を販売する際には、GAPに取り組むことが必要です。特に、生産・出荷段階の農薬、肥料に代表される農業生産資材の使用履歴記帳と適正使用確認が求められる場合が多くなっています。

4. GAPの活用方法

(1) 食品の安全性向上への活用

食品の安全性の向上のためには、「後始末より未然防止」の考え方を基本として、必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることが必要です。これらの必要な措置をGAPの取り組みに含めることによって、食品の安全性を向上することができます。

(活用例)

- 食品中の危害要因の含有量の低減対策の実施により、食品安全リスクを低減
(水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術など)
- 農薬散布機の十分な洗浄により、農薬の誤使用、ドリフト等を回避
- 正しい手洗い方法による微生物付着の回避

- 適切な堆肥化による堆肥中の病原微生物の除去により、堆肥由来の食品汚染を回避
 - 危機管理体制を整備する面で有効
- (食品事故発生時に迅速な原因特定により回収範囲が狭くなるなど)

◆農業生産活動に潜むリスク

GAPの取り組みは、農業生産活動に潜むリスク（危険度）を認識し、それを未然かつ効果的に排除または低減することが目的です。

農業生産においては、安全な農産物の生産、環境の保全、農業者の安全確保等が求められており、これを脅かす危害要因が、どこに存在し、どれだけの確率で発生する可能性があるかというリスクを認識した上で、そのリスクを極力減らすよう、リスクを管理することが重要となります。

○危害要因とは

安全に対し悪影響をもたらす可能性のある物質や状態を言い、この危害要因により生じる、悪影響とその程度をリスクと言います。

○リスク管理とは

リスク低減のための措置を決定、実施、検証、見直しを行うことを言います。

$$\text{リスク} = \text{発生したときの被害の大きさ} \times \text{発生する可能性}$$

リスクは、危害要因によって生ずる被害の大きさとその危害要因の発生確率を掛け合わせたものに比例します。このため、甚大な被害を与える危害要因であっても、その発生確率を限りなく下げようリスク管理を行うことで、リスクを小さくすることができます。

○危害要因の種類

- ◇化学的危害：農薬、化学肥料、動物用医薬品、化学薬品、油類、放射性物質 等
- ◇生物的危害：食中毒細菌、家畜糞尿による病原性大腸菌、カビ、カビ毒、ウイルス 等
- ◇物理的危害（異物混入）：毛髪、虫、金属片、プラスチック片、ガラス片、石、砂、虫 等

（２）労働安全への活用

工程管理の取り組みは各農業者が作業中の事故を避けるための手順をルールとして定めることで、労働安全にもつながるものです。

農作業の安全面については、農作業中の死亡事故が毎年350件程度発生していることから、農作業機械の操作等のリスク低減対策を行い、より安全な農作業を行っていくことが必要です。

（活用例）

- 怪我をしやすい状況とその対策、農薬被爆対策など身近な労働安全対策の実践

要因別の死亡事故発生状況(平成25年)



(農林水産省資料：H25年)

農作業死亡事故の発生状況



(3) 環境保全への活用

工程管理の取り組みは各農業者が環境汚染を抑えるための作業方法をルールとして定めることで、環境保全にもつながるものです。

農業は、水と緑の豊かな国土の形成とその保全に貢献する一方、肥料、農薬などの各種資材の利用、水管理、土壌管理などの生産活動に伴って環境への負荷も生じることから、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷を軽減した持続的な農業（環境保全型農業）を行っていくことが急務です。

(活用例)

- 窒素肥料による地下水汚染のリスク低減
- 農薬流出による養殖業等への被害リスク低減
- 適正施肥量による環境負荷低減効果

(4) 農場の運営体制への活用

施肥、農薬、商品管理等の責任者を決め、記録の徹底、ルール作り、自己点検と改善を行うことは、農場の運営体制を構築するとともに、経営の見える化にもつながります。

また、家族労働、雇用労働の従事者全員に意識改革と指示の徹底、ルール順守を促し、事故の防止や人材育成が可能となります。

(5) 品質向上への活用

工程管理の取組は、品質の向上にも活用が可能です。品質としては大きさ、色、外傷の有無、味、食感、臭い、栄養成分などの要素があります。

これらを高く評価されるレベルにするためには、施肥方法、灌水方法、受粉方法、収穫方法、選果方法、貯蔵方法などが影響してきます。

品質の面からも望ましい管理方法となるよう、予め作業方法を定めておくことが有効です。また、方法を定めておくことで、どこを改善すべきかが検討しやすくなります。

(6) 消費者や実需者の信頼確保への活用

食品安全に係る問題発生時の未然防止や、問題発生時の迅速な対応のために必要な取組について、生産者、消費者、食品事業者など関係者間の情報・意見の交換を進める上でも有効な取組です。

特に未然防止については、農薬の適用外使用、使用時期の誤りなどに、自己点検を行うことで気づき、収穫や出荷を延期する、出荷先を変更するなどの対処ができます。これにより、回収や出荷停止などを避けることができ、事故発生を防ぐことができます。

(7) 産地の競争力強化への活用

多くの場合、農産物の出荷は、出荷量を確保するため複数の生産者が集まって産地として出荷しています。そのため、各生産者で、栽培管理の方法が異なると、収穫物の品質にもバラツキが出てきてしまいます。

これでは、産地としてのブランド作りや競争力強化もままなりません。品質向上のために産地として統一的な管理方法を導入することも、一定の効果が確認されています。

(8) 経営改善や効率化への活用

農業以外の産業に目を向ければ、激しい国際競争にさらされる中で、工程管理の取組をコスト削減や労働時間縮減等を通じた経営の改善に活用している事例が多く見られます。

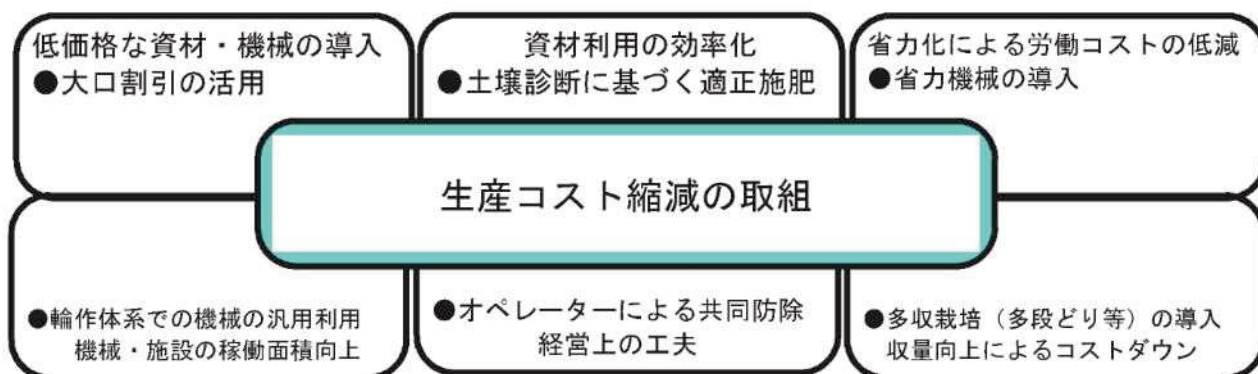
農作業においても、農薬や肥料の合理的でない施用の回避、施設・機械の不必要・非効率なエネルギーの節減、効率的な人員・備品の配置等を通じて、改善を図ることが可能です。

これらの取組は同時に、食品の安全性に係る事故の防止、環境の保全にもつながる取組です。

(活用例)

- 適正施肥量と実際の施肥量の違いを把握することで施肥低減
- 生育ステージによる防除効果の違いの把握
- 防除・施肥に係った余計な費用の削減
- 資材利用の効率化などによる生産コスト縮減に向けた取り組み
- トラクター等のメンテナンスによる燃料消費量の抑制

生産コスト縮減の取組例



5. G A Pに取り組むための体制作り・進め方

農業生産活動においては、農薬や肥料の使用・保管の管理、共同利用施設の管理、作業者の安全管理等さまざまな管理業務があります。それぞれ責任者を決めるなど役割分担を明確にすることが重要です。また、G A Pの実践には点検項目の作成や周知、内部点検など点検・監査業務が必要です。

(1) 主な作業内容と役割分担

生産工程管理の実施を管理する責任者、農薬・肥料の選定、保管・施用、共同利用施設の管理、廃棄物の処理、農作業安全の確保等の責任者、内部点検・監査の責任者など主な作業内容と役割分担を明確にします。

農業普及員など外部の支援者やJ A、生産者団体などの出荷先の事務局に協力を依頼することも有効です。

参考：責任者の主な業務と求められる資質

責任者	主な業務	求められる主な資質
農 場	食品安全、環境保全、労働安全等に関する農場管理の総括	G A Pが求める農場管理 農場のマネジメント手法の習得
施 肥	肥料の選択と使用計画の立案 肥料使用の指示	肥料に関する講習会参加もしくは、農業普及員や営農指導員からの必要な情報の習得
農薬使用	農薬の選択と使用計画の立案 農薬使用の指示	農薬管理指導士、農業普及員、農協の防除指導員資格の取得 あるいは農業普及員等の助言や講習会の受講 農薬の最新情報の入手
農薬保管	農薬保管庫の鍵の管理 農薬の在庫管理	農薬保管方法の習得
労働安全	労働安全管理 事故防止対策の樹立 労働安全衛生に係る作業の公的資格（大型特殊免許、危険物取扱者等）の適正な取得の指導	労働安全管理に関する知識の習得 応急措置訓練の受講 労災等の保険に関する知識の習得
商品管理	農産物の規格・等級、商品の表示、安全や品質の管理等の統括 苦情及び商品の回収への対処方法等の統括	商品管理、商品の苦情や異常が発生した場合の対応知識の習得

■主な作業内容

図の「管理項目」が農場における主な作業内容および管理対象です。各管理項目を適切に実施することができたかどうかを自ら点検し、点検の結果、適切であることが確認できたら、次の作業に移るようにします。この「点検→確認」の行為自体も農業生産工程管理の重要な作業のひとつです。

産地や生産者個人が農場で行っている作業を「生産工程＝管理項目」としてリストアップしてみましょう。



■主な役割分担

上述で把握した作業（生産工程＝管理項目）ごとに役割分担を明らかにします。それぞれの作業毎に責任者と担当者を決めましょう。ある作業の責任者は、別の作業の責任者を兼ねても構いません。家族経営等の小規模な農場であれば、農場主が全ての作業の責任者を兼ねることも可能です。担当者についても同様です。ひとりの人が複数の役割を担っても構いません。「何をどの様に、誰がどうするのか」を明確にさせておくことが役割分担の第一歩です。

また、外部の人を活用することも可能です。例えば「農薬の選定」には農業普及員、農協の営農担当者など専門の知識、経験を持つ人に依頼し、実際に使用を決定する責任者には農業主が当ることなどがあげられます。

責任者を決める理由は、「誰も知らない」、「誰も把握していない」ということがないようにし、事故等が生じた場合に情報収集や対策の決定などに迅速に対応するためです。

(2) 実施体制の構築

産地でGAPを導入するためには、実施体制を整備することが必要です。産地の中で、中心的な役割を担うチームを編成することが有効です。チームの構成員としては、生産者だけでなく、地域の農業普及員、営農指導員など専門的知見を有する者の参加が重要です。

また、全体を管理する責任者とそれぞれの役割分担に応じた責任者を決めておきます。

■実施体制構築パターン

産地の形態によって、次のような実施体制の構築が考えられます。

①個人経営、小規模のグループなど

- ・個人や小規模なグループでは、自ら研修会などに参加します。
- ・自ら農作業、資材の管理、環境保全活動、危険箇所の把握、改善などを行います。
- ・自ら農産物の生産などに係る記録を作成し、保管します。
- ・GAP点検チェックリストの作成などは、外部の資料を活用し、自己点検を個人で行います。
- ・自らの点検、改善活動などが適切かどうか、出荷先、取引先などに二者点検を依頼します。

②農業法人、農産物の販売会社など

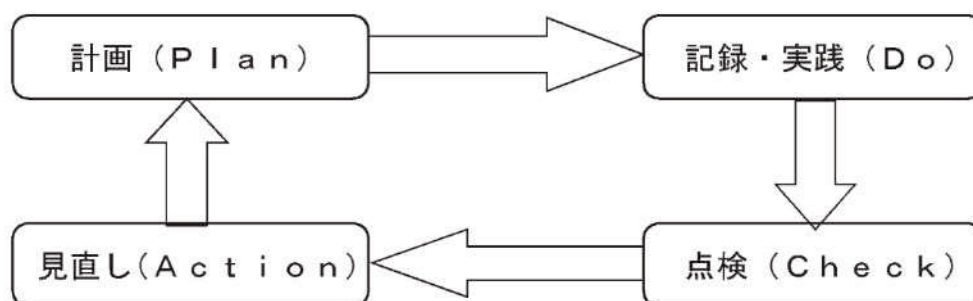
- ・農作業を実施する個人と法人の事務局で役割分担を行います。
- ・役割に応じて個人は農作業、資材の管理、環境保全活動、危険箇所の把握、改善などを行い、事務局はチェックリストの作成、農薬や肥料の選定、情報収集などを行います。
- ・個人は農産物の生産などに係る記録を作成し、保管します。
- ・個人それぞれが自己点検を行い、個人の点検、改善活動などが適切かどうか、事務局が内部点検を行います。

③JAやJA部会等の組織

- ・農作業を実施する個人とJAあるいは部会の事務局で役割分担を行います。
- ・役割に応じて個人は農作業、資材の管理、環境保全活動、危険箇所の把握、改善などを行い、JAあるいは部会の事務局はチェックリストの作成、農薬や肥料の選定、情報収集などを行います。
- ・個人は農産物の生産などに係る記録を作成し、保管します。
- ・GAPに関する改善、指導などをJAの職員あるいは部会の役員が実施します。
- ・個人それぞれが自己点検を行い、個人の点検、改善活動などが適切かどうか、JAあるいは部会の事務局が内部点検を行います。

6. GAPの実践〔PDCAの実践〕

GAPの実践は単に点検項目を確認するだけではありません。農場利用計画・点検項目の作成・見直し（Plan）から、記録・実践（Do）、点検（Check）、見直し（Action）の作業を繰り返し実行することが重要です。



(1) 農場利用計画・点検項目の作成・見直し (Plan)

栽培計画等、農場を利用する計画を策定します。また、生産工程管理基準に示している実践を奨励すべき取組事項の内容が満たされるよう、各産地の状況に合わせ、点検項目の作成・見直しを行います。

ア、生産工程管理基準に即した点検項目

生産工程管理基準に即した取組を行う場合には、原則すべての取組事項に取り組むことを想定していますが、取り組まなくても良い合理的な理由がある場合には、必ずしも取り組む必要はありません。例えば、水耕栽培を行っている場合の土壌の管理などです。

生産工程管理基準の複数の取組事項を1項目にまとめて点検項目を作成することも可能です。工夫により点検に要する負担を軽減することができます。

■生産工程管理基準に即した点検項目の作成、見直し・工夫

①対象作物の確認

対象となる作物によって取り組むべき点検項目が異なります。

②生産工程の確認

ほ場の準備から出荷まで対象となる作物の生産工程ごとに点検項目を決めます。実際の生産工程と合致しているか現場での確認が重要です。

③危害要因等の確認

生産工程管理基準の取組事項を参考にしながら各生産工程の危害要因、汚染・異物混入の可能性、環境への影響などを確認します。

参加する生産者がGAPの意義を理解し、やらされ感を解消するためには、決められた点検項目を押し付けるのではなく、生産者自らが危害要因等について確認し合うことが重要です。

④対策方法の検討

危害要因等を基に、その発生や汚染等を抑えるための具体的な対策方法を検討します。

生産者が取り組みやすい内容とするため、既に産地で作成されている栽培基準などを見直すことから始めるなど、工夫が必要です。地域の普及指導員や営農指導員など専門的知見を有する者の指導・助言が重要です。

⑤点検項目の作成

上記の検討内容を基に点検項目を作成します。

⑥点検項目の見直し

点検項目の運用結果を基に、②～⑤の検討作業を行い見直します。

(2) 実践・記録 (Do)

取組事項の内容について、研修会や回覧・掲示物などで作業員への周知・徹底を図り、GAPを実践します。点検項目を確認して、農作業を行い、取組内容の記録あるいは伝票等の関係書類を保存します。

ア、記録簿・伝票などの帳票の作成・保存

GAPに取り組む際には、以下に示す記録あるいは伝票等の書類の作成と保存が重要です。

(野菜の例)

- ・ ほ場の位置、面積等に係る記録の作成・保存
- ・ 農薬の使用に関する内容の記録・保存
- ・ 肥料の使用に関する内容の記録・保存
- ・ 種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存
- ・ 資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存

- ・ 野菜の出荷に関する記録の保存

ほ場に関する情報は、作付け計画には無くてはならないものです。また、農薬と肥料の使用記録は極めて重要で、環境保全のための点検にとっても最低限取組むべき事項です。

種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存や、かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の記録も、農業生産活動の点検や確認を行う上で重要です。

このように取り組みの内容を記録や伝票などを保存することで、生産活動に活用できるだけでなく、点検や監査あるいは外部からの説明の求めなどに対応することができます。

記録簿と伝票は自ら作成した物を使用する方法の他に、市販のノートや帳票、伝票を活用できます。パソコンなど情報機器の活用も有効です。記録のしやすさだけでなく、閲覧性や保存性を考慮する必要があります。筆記具も経年劣化の無いものを使用するようにします。

イ、記録の省力化（ICTの活用）

記録作業の省力化はGAPの実践にとって重要です。日々の記録を効率的に行うことで、GAPの実践をスムーズに進めることができます。複数の作業者が関係する場合などはマニュアルを整備するなど記録作業のルール化を図ることも効果的です。

また、産地として多くの生産者がまとまって取り組む際には、ICTシステムを使った記録が省力化に有効です。パソコンや携帯電話などを使うことで情報がデータ化され、記録内容の確認だけでなく、農薬使用が適正かどうかなどのチェックを自動で行うこともできます。

（3）点検（Check）

各生産者が行う自己点検と生産者以外の他者による客観的な点検の実施により、実践できた点検項目の確認を行います。実践できなかった点検項目については改善すべき点として確認・記録しておくことが大切です。

ア、自己点検

一連の作業が終了したら、各生産者は作業記録を基に、点検項目に沿って点検を行います。実践できなかった点検項目については改善すべき点として記録します。

イ、客観的な点検

内部点検、二者点検／監査、第三者点検／監査など作業を行った生産者以外の他者による客観的な点検の仕組みの活用が必要です。点検における客観性の確保と生産者の自己点検では見えにくい改善点の発見に有効です。わかりやすい証拠書類の整備など、他者による点検の受け入れ体制を整えることが重要です。

■点検／監査の内容

①観察：事実を把握・抽出する

- ・ 事実を発見し、気づく。憶測や推測はしない
- ・ 事実の確認と承認の手順を踏む
- ・ 些細な不適合はその場で是正を促す

②ヒアリング：正確に聞き取る

- ・把握したい事項を正確に質問する
- ・生産者から直接聞き取る。又聞き、間接的な情報では不十分
- ・聞き取った内容を正確に記録する

③照合：適切に確認する

- ・点検項目との照合
- ・現物と記録の照合
- ・ルールと作業・現状の照合

(4) 見直し (Action)

点検の結果、実践できなかつた点検項目については、農作業の見直しを行い、改善策を検討し、次の栽培に活用します。また、点検項目に従って作業したにもかかわらず、生産工程管理基準の取組事項が満たせないことのないよう、必要に応じて点検項目の見直しを行います。

農作業ならびに点検項目の内容を見直すために、GAPを実践するための改善計画と指導計画を作成します。

ア、改善計画

自己点検や内部点検の結果、農場内のルールが守られていないケースが発見された場合は、ルール、周知方法、作業手順、配置など、何を改善すれば良いかを検討します。

点検における照合作業の結果、自ら「合格」あるいは「適合」であることを確認することが重要です。自ら検証・確認できないものは外部に対して保証できないという前提に立つと、農場での自己点検が重要であることがわかります。

点検の結果、十分でない、あるいは実行できていないことが発見されたら、改善すべき事項を明記した記録を残します。例えば、内部における点検の結果は、次のような改善事項として活用できます。

■内部点検結果の改善事項の例

①点検作業の結果

- ・生産者に作業の実態や現状を認識させる証拠として活用します。
- ・生産者の客観的な姿を明確にする根拠として活用します。

②指摘事項／改善要求

- ・指摘は、点検作業の結果、確認された事実を知らせます。
- ・指摘には、評価を含みません。
- ・点検結果の指摘に基づき、改善を要求します。

③改善要求の合意

- ・点検者の指摘について、生産者と点検者の間で合意します。
- ・改善の方法は、生産者が現実的かつ効果的か考察します。
- ・生産者から提示された改善の方法と期限について検討し、合意します。

④改善状況の確認

- ・合意した改善内容について、確認と効果の点検作業を行います。(次年度でもOK)
- ・指摘事項の改善状況についてのみ集中的に実施します。

イ、指導計画

内部点検の結果、改善のための指導を行う場合があります。この場合、点検者から

一方的に指示するのではなく、あくまで生産者の自主性に委ねることが重要です。改善の責任は生産者にありますので、点検者は改善方法を例示したり、生産者と一緒に検討するなどの作業を通して指導を行います。

◆関連：HACCP

(Hazard Analysis and Critical Control Point)

HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

(厚生労働省HP：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/)



7. 生産者団体へのGAP導入

(1) GAPの導入形式

GAP導入の基本形は、経営の最小単位である農業経営体(個人事業主や農業生産法人)ごとの導入であり、GAP個別導入と呼ばれています。

一方で、GAPにはもう一つの導入形式があり、それが団体導入です。団体導入は、GAP普及の最前線であり、JAなどの生産者団体マネジメントの最先端テクニックです。

団体導入は、ただ単に個別導入をみんなでやろうということではありません。その導入の手順とメカニズムは全く別のものです。

(2) 個別導入と団体導入の違い

個別導入とは、一つの農業経営体(個人事業主や農業生産法人)単位でGAPに取り組み、農場管理の仕事を改善していく導入形式です。

一方、団体導入は、複数の農業経営体で構成された団体という単位で農場管理の仕事を改善する導入形式です。一般的には、JA部会などが団体の単位となり、農場管理の仕事をJAなどの生産者団体内で役割分担し、各農家の農場管理の手間を軽減しながら、団体全体として適切な農場管理を実現していくことを指します。

団体導入の場合は、役割分担の工夫が可能なことから、個別導入より農場管理の効率化をより促進する可能性があります。

表 個別導入と団体導入の違い

	個別導入	団体導入
導入対象	1 経営体	複数の経営体
内部監査	不要	必要
審査に用いる「管理点と適合基準」	農場用	農場用（団体事務局と農場の役割分担を明確にする） 団体事務局用
審査する農場数	1 農場	団体を構成する農場の平方根 （9戸であれば3農場） ※別に団体事務局の審査あり

（3）団体導入の利点

①農場管理を共同化・省力化・効率化できる

団体導入により、各農場の農場管理の仕事を減らし、団体が各農場を支援する体制が整います。

J A部会などの生産者団体が団体導入を活用することで、部会に所属するすべての農場の農場管理を共同化・省力化・効率化することができ、結果としてコスト競争力があり、かつ信頼性の高い生産管理体制を持つ産地づくりを行うことができます。

②産地単位で品質管理体制を統一できる

近年は、単純に商品を集め出荷するだけでは消費者側のニーズに答えられなくなってきています。食の安全などの取り組みも求められており、生産者団体単位で品質管理体制を整える必要性が出てきています。

団体導入の過程で、統一された農場管理に基づく産地の品質管理体制が自然と実現し、選ばれる産地づくりに繋がります。

③GAPに取り組むための費用や労力を軽減できる

単独で取り組むよりも団体で取り組むほうが、農場管理の仕事を団体で分担することにより、1農場当たりのGAP取得の事前準備や、実施に当たっての農場管理業務などの労力を大幅に軽減することができます。

また、JGAPなどの民間の審査・認証機関の場合は、審査・認証にかかる経費を1/3程度に軽減することができます。

（なお、美味しまね認証を受ける場合は、審査・認証にかかる経費は無料です。）

（4）GAPにおける「団体」とは何か？

GAPで定義されている団体とは、農場（個人事業主、農業生産法人）の集合体であり、何らかの団体共通のルールに基づき運営されているもので、団体事務局が必要です。

J Aであれば、生産部会やJ A自身が団体事務局の役割を果たすでしょう。規模の大きな農場を中心に小さな農場が集まり団体を構成している場合は、その中心となっている大きな農場が団体事務局の機能を担っているケースもあります。

GAPで求められている団体事務局とは、あくまで機能のことであり、団体のルールを運用し、団体全体を管理する業務を行う組織もしくは人を指しています。

（5）団体導入の手順

団体導入は上記の利点がある一方、構成員の合意形成には時間が必要なことが多く、導入手法を適切に選択する必要があります。

導入には、①個別認証先行団体移行型、②団体内モデル農家育成自由参加型、③団体

導入全員参加型の3つの導入手法があります。

生産部会等団体の現状や目指す組織の姿を十分に検討し、導入の手順を決めることが重要です。

表 生産部会による団体導入手法とそれぞれの利点と欠点

分類	概要	利点	欠点
個別導入先行団体移行型	個別導入し、導入人数、農場の改善状況により団体導入へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員がGAPの求める農場管理を深く理解できる。 ・高いレベルの農場管理が実施されやすい。 ・団体導入移行時の事務局の支援が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の金銭的負担が増える。 ・個人のGAPの習得や準備の負担が大きい。 ・部会が導入を誘導する場合、動機付けが難しい。
団体内モデル農家育成自由参加型	部会構成員の希望者からモデル的に導入取得を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・導入希望者への支援であるため支援が容易であり高いレベルの農場管理が実現され易い。 ・参加者のメリットが見える場合、他部会構成員への波及が速やかとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員同士での格差が発生する場合がある。 ・販売戦略として活用が中途半端となる場合がある。
団体導入全員参加型	導入当初から部会員全員で団体導入	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の組織力が高まる。 ・産地の信用力の向上に繋がりがやすい。 （産地単位で品質管理体制が統一） ・販売先との信頼関係が構築されやすい。 ・GAPの手法により部会のマネジメントが可能となる。 （ほ場管理、トレーサビリティ、講習会参加、廃プラ回収、出荷規格、労働安全） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加に消極的な構成員の準備支援が困難である。 ・構成員間の農場改善状況にバラツキが発生しやすい。 ・導入後明確なメリットが見えない場合、主導者への不満に繋がりがやすい。

(6) 団体導入までの流れ

① 団体事務局と農場の役割分担の決定

最初に「生産工程管理基準」が求める管理すべきポイントを満たすために、自分の組織が取り組む具体的実践内容を決めます。次に、取り組む実践内容を団体事務局が行うか、農場が行うかの役割分担を決めます。実践内容や役割分担は団体の実態に沿ったものとします。

② 団体事務局及び農場のマニュアル作成

取り組む実践内容と役割分担に沿って、団体事務局及び農場用マニュアルを作成します。

事務局用マニュアルと農場用マニュアルの整合性を確認する必要があります。

③ マニュアルに沿った帳票類の整備、営農の実践

マニュアルに沿って事務局、農場それぞれが帳票類の整備、営農の実践を行います。

④ 内部監査の実施と不適合項目の是正

団体導入では、内部監査員による団体事務局及び全農場の内部監査の実施が必須となります。

内部監査員は、食品安全衛生、農薬、肥料、労働安全、及び環境保全等に関する知識及び監査能力が求められます。JGAP指導員基礎研修等の受講や農業普及員の指導を受けることをお勧めします。

また、内部監査により不適合となった事項は是正することが求められます。

内部監査まで終われば、団体全体が一つのしくみとして、適切な農場管理を実施し、また自ら高いレベルに保ち続ける体制が整備できたこととなります。

（7）団体導入とJAの役割

GAPの団体導入は、小規模な生産者や高齢な生産者でも容易に適切な農場管理を実施できる仕組みを提供しています。

これは、JAなどの生産者団体の戦略とも密接に関係してくるものです。農場管理の仕事をJAと組合員の間で役割分担し、組合員の労力を軽減しながら、JA全体として適切な農場管理を実現していくことが期待されています。

JAがGAP団体導入を通して、その機能を十分に発揮することで、組合員の負担は軽減されますし、一体感のある団体運営による高い集荷率の実現にも貢献するでしょう。

「消費者への安全・安心な農産物の提供」、「産地力及び販売力の強化」、「生産者の適切で効率的な農場管理の実現」という観点で、団体導入を検討してください。

（8）美味しまね認証の団体認証申請に向けて

GAPを団体導入した場合、その具体的認証方法が「団体認証」です。グローバルGAP、JGAP、美味しまね認証等共通です。

美味しまね認証の団体認証を取得する場合の具体的方法については、「美味しまね認証団体認証申請に向けて」を参考にしてください。

（9）団体認証に必要な書類

団体認証には、個別認証と異なる特別な書類作成が「団体・農場管理マニュアル」で、下記の内容を含む団体を管理する上で必要不可欠な文書です。

- ① 団体事務局の団体統治の手順
 - ② 団体事務局が担当する農場管理の手順
 - ③ 農場が担当する農場管理手順で団体共通の手順
- 事務局を中心に、構成員全員で検討し、合意を得ることが必要です。

団体認証については、「島根県GAP推進の手引き（第4.5版）【団体認証編】」も参考にしてください。

II 美味しまね認証制度の概要

1. 制度の目的

「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（通称：美味しまね認証）は、島根県内で生産される農林水産物について、「安全な農林水産物を生産する取組を消費者に伝え、消費者の安心と信頼を確保すること」、「品質の高さを消費者に広く訴え、認知度が向上することにより市場競争力を高めること」及び「生産者の生産意欲や技術の一層の向上によって産地全体の水準を高めること」を目的として、平成21年度からスタートした制度です。

2. 制度の仕組み

（1）対象品目

県内で生産される農林水産物（農産物、畜産物、林産物及び水産物）が対象となります。

（2）認証の定義

認証とは、農林水産物の生産に当たって、認証基準及び認証要件に適合した生産管理体制（システム）であることを知事が認め証明することです。

（3）認証基準及び認証要件

①安全性を確保する基準

生産工程管理基準を設定しており、必須要件となっています。

この基準は「島根県 GAP」と位置づけており、本認証制度の中で最も重要な基準です。

なお、本基準は農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠する内容としています。

②品質を確保する基準

嗜好性基準と安全強化基準を設定しており、いずれも必須要件としています。

嗜好性基準は農産物で、安全強化基準は畜産物、林産物及び水産物で取り組みます。

③地域の独自性を確保する基準

地域特性基準を設定しており、唯一の任意基準となっています。

（4）申請者の要件

申請者は、島根県内で農林水産物を生産する個人、法人又はそれらが組織する団体であることが必要です。

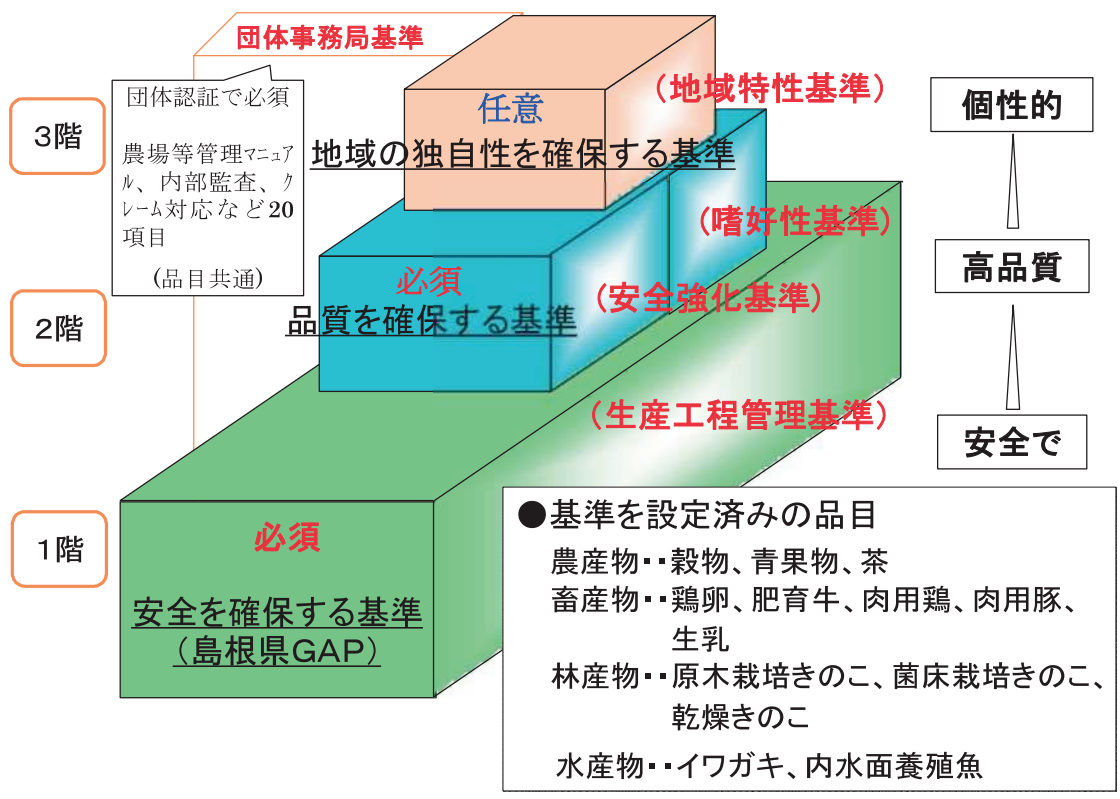
なお、団体では、対象とする農林水産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有することが必要です。

（5）認証の審査及び決定

知事は、認証を受けようとする生産者から申請があったときには、認証基準及び認証要件に従い、その申請内容及び当該農林水産物の生産出荷等の状況について現地審査を実施し、認証の可否を決定します。

なお、知事は、認証の可否については、第三者委員会として設置されている認証審査委員会の審査結果に従うものとされています。

美味しまね認証の3階層基準



(6) 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証を決定した日から4年間です。

なお、認証取得者は、有効期間終了後引き続き認証を受けようとするときは、認証期間の更新を受けることができます。

(7) 認証の表示

認証取得者は、認証された農林水産物について、認証マークを使用することができます。

また、認証された農林水産物を原材料として使用した加工品についても、加工品におけるマーク使用基準に基づき認証マークが使用できます。

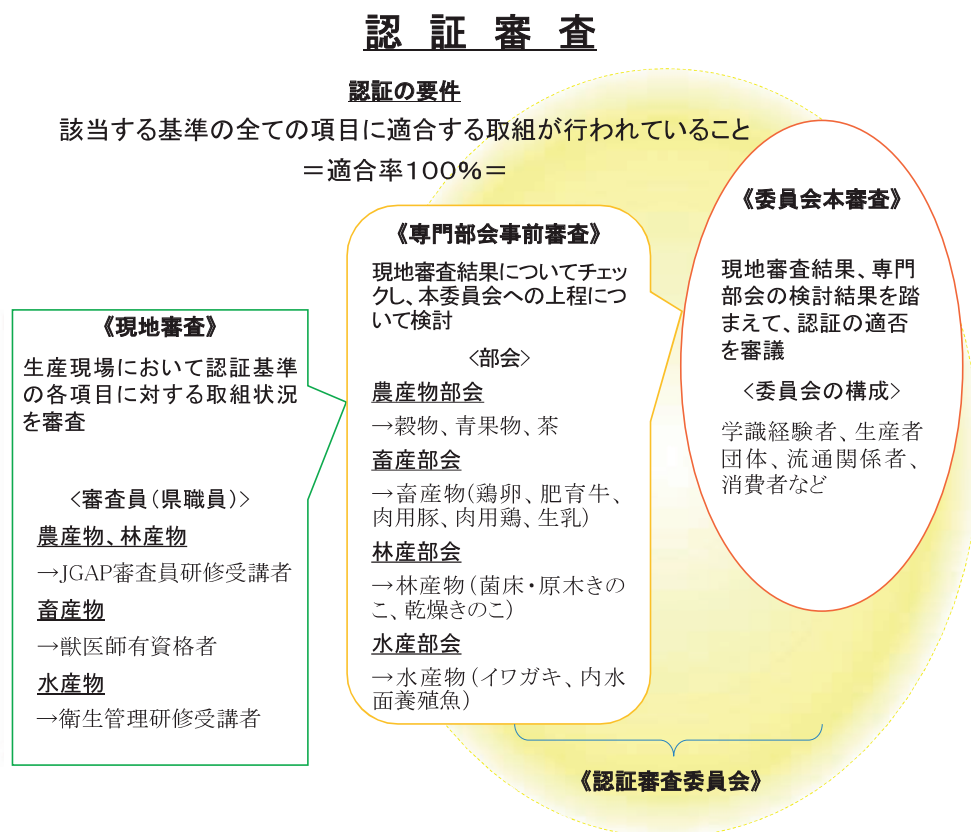


(8) 定期監査の実施

知事は、認証された農林水産物の生産出荷等の状況について、年1回、認証基準適合の可否を現地監査します。

(9) 県の責務

県は制度及び認証された農林水産物の周知を図り、適切な運用により信頼確保に努めるとともに、産地における生産者の認証の取得及び認証された農林水産物の生産出荷や円滑な流通に向けた取り組みを支援します。



(10) 残留農薬検査

県は、認証された農林水産物が、適正な生産工程管理のもとで生産され安全であることを残留農薬検査で確認し、認証制度の信頼性の向上を図ります。

なお、検査結果は、県情報公開条例を遵守しつつ、県ホームページ等で公表します。

3. 主な推進施策

(1) 生産者・指導者への制度の推進

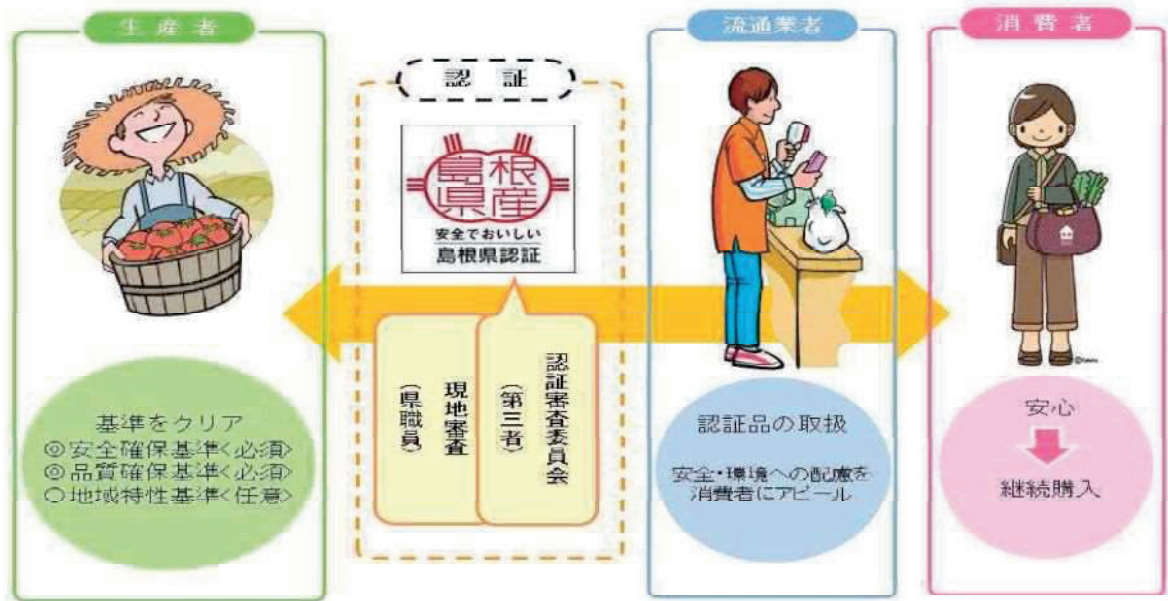
- 制度に関する情報提供
- 販売支援
 - ・商談会等の情報提供及び出展への支援
 - ・認証マークの提供
 - ・広報媒体による認証製品のPR など
- 指導者の育成
 - ・研修会の開催、各種研修への参加支援 など

(2) 消費者（実需者）への制度のPR

- 制度、認証取得者、認証製品に関する情報提供
- 認証製品の展示・即売 など

(3) 制度の充実

- 生産者が取り組みやすい制度にするための意向把握、検討
- 制度の検証



美味しまね認証制度のイメージ図